

事務連絡  
令和8年3月2日

県所管域各対象事業所管理者 様

神奈川県福祉子どもみらい局  
福祉部障害サービス課長  
( 公 印 省 略 )

障害福祉サービス等情報公表システムにおける  
事業所情報の更新について (依頼)

日頃より本県の障がい福祉施策の推進にご理解、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、障害福祉サービス等情報公表システムにおいて、事業所等の情報を公表していただいておりますが、今年度の情報が更新されていない、もしくは更新中の事業所が見受けられます。

情報公表制度は利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択、事業者のサービスの質の向上等に資するため、障害者総合支援法等に規定されているものであり、事業所は障害福祉サービスの内容を毎年度報告する義務があります。令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害福祉サービス等情報公表システム上、報告がされていない場合には所定単位数を減算することとしています。

つきましては、各事業所等担当者におかれましては、今一度ご確認いただき、該当された事業所は速やかに承認へ向けた申請をしていただきますようお願いいたします。

問合せ先  
監査グループ  
情報公表担当  
電話 045-210-4736(直通)